

支給開始年齢 早見表

| 年度 | 西暦 | 男子 | | 女子 | | 坑内員・船員 ※2 | | 備考 |
|--------|------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|------------------------|
| | | 生年月日 | 支給開始年齢 | 生年月日 | 支給開始年齢 | 生年月日 | 支給開始年齢 | |
| 平成25年度 | 2013 | | | 昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日 | 60歳 | 昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日 | 59歳 | 男子につき経過措置開始 |
| 平成26年度 | 2014 | 昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日 | 61歳 | 昭和29年4月2日～ 昭和30年4月1日 | 60歳 | 昭和29年4月2日～ 昭和30年4月1日 | 60歳 | 4月より消費税率8%に |
| 平成27年度 | 2015 | 昭和29年4月2日～ 昭和30年4月1日 | 61歳 | 昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日 | 60歳 | 昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日 | 60歳 | |
| 平成28年度 | 2016 | | | 昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日 | 60歳 | 昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日 | 60歳 | |
| 平成29年度 | 2017 | 昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日 | 62歳 | 昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日 | 60歳 | 昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日 | 60歳 | ※10月より受給資格期間25年→10年に短縮 |
| 平成30年度 | 2018 | 昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日 | 62歳 | | | | | |
| 平成31年度 | 2019 | | | 昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日 | 61歳 | 昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日 | 61歳 | 女子・坑内員等につき経過措置開始。 |
| 平成32年度 | 2020 | 昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日 | 63歳 | 昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日 | 61歳 | 昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日 | 61歳 | |
| 平成33年度 | 2021 | 昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日 | 63歳 | | | | | |
| 平成34年度 | 2022 | | | 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日 | 62歳 | 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日 | 62歳 | |
| 平成35年度 | 2023 | 昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日 | 64歳 | 昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日 | 62歳 | 昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日 | 62歳 | |
| 平成36年度 | 2024 | 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日 | 64歳 | | | | | |
| 平成37年度 | 2025 | | | 昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日 | 63歳 | 昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日 | 63歳 | |
| 平成38年度 | 2026 | 昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日 | 65歳 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 63歳 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 63歳 | 男子につき経過措置終了 |
| 平成39年度 | 2027 | 昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日 | 65歳 | | | | | |
| 平成40年度 | 2028 | 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日 | 65歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 64歳 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 64歳 | |
| 平成41年度 | 2029 | 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日 | 65歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 64歳 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 64歳 | |
| 平成42年度 | 2030 | 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日 | 65歳 | | | | | |
| 平成43年度 | 2031 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 65歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 65歳 | 昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日 | 65歳 | 女子・坑内員等につき経過措置終了 |

※ 受給資格期間の短縮については、**平成29年8月1日**より施行予定です。

※2 坑内員・船員たる被保険者であった期間が15年以上あり、かつ受給資格期間を満たしている場合は報酬比例部分と定額部分とを合わせた額の年金（特別支給の老齢厚生年金）が支給されます。